

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月9日
【四半期会計期間】	第45期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	株式会社アーク
【英訳名】	ARRK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 康夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1801(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 吉田 正明
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06(6260)1040
【事務連絡者氏名】	取締役 吉田 正明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 第2四半期連結 累計期間	第45期 第2四半期連結 累計期間	第44期
会計期間	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日	自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日
売上高(百万円)	52,583	46,742	101,736
経常利益(百万円)	1,690	2,080	4,329
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 () (百万円)	9,003	2,104	5,004
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	8,625	2,282	6,093
純資産額(百万円)	17,720	21,133	20,144
総資産額(百万円)	106,109	88,468	94,440
1株当たり四半期純利益金額又は1株当 たり四半期(当期)純損失金額() (円)	134.19	19.03	76.72
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円)	-	2.61	-
自己資本比率(%)	13.3	21.2	17.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	326	4,870	4,916
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	601	3,363	494
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,259	1,446	2,321
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(百万円)	21,839	23,004	22,856

回次	第44期 第2四半期連結 会計期間	第45期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成23年 7月 1日 至 平成23年 9月 30日	自 平成24年 7月 1日 至 平成24年 9月 30日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当 たり四半期純損失金額() (円)	146.05	4.40

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は、含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益は、第44期及び第44期第2四半期連結累計期間につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期(四半期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況」 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

また、当第2四半期連結累計期間において、主に以下の会社が連結の範囲から除外されました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
アークノースアメリカ ホールディングス	米国 カリフォルニア	千米ドル 100	開発支援	100	役員の兼任あり
アークハンガリー	ハンガリー ティサウー イバーロシュ	百万フォリント 530	金型	100	-
上海龍創汽車設計 有限公司	中国 上海市	千人民元 3,500	開発支援	51	-
(株)積水工機製作所	大阪府 枚方市	百万円 1,613	金型	59	役員の兼任あり

（注）上記は、連結除外前における状況であります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、米国経済において弱めの回復テンポが続いているものの、中国を含む新興国の経済は減速し、欧州においては緊縮財政や債務問題の長期化等を受けて景気が低迷する等、依然として厳しい状況が続きました。国内経済においては復興需要等により景気は引き続き底堅さが見られますが、海外経済の更なる減速や円高等、先行き不透明な状況となっております。

このような状況のもと、新たな体制として平成24年4月1日より「事業本部制」に組織再編し、2012年度をスタートさせました。当社グループが世界4極でグローバルに発展し、事業の持続的な成長を達成するためには、企業価値の最大化、連峰経営の負の部分の解消、リスクを先送りにしないガバナンス体制の構築、人材の育成が、重要な経営指針と考えており、その展開に全社を挙げて取り組んでおります。また、固定費削減及び非コア事業からの撤退等の事業再構築を進めております。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高46,742百万円（前年同四半期比11.1%減）、営業利益2,619百万円（前年同四半期比19.3%増）、経常利益2,080百万円（前年同四半期比23.1%増）となりました。なお、タイの洪水被害に係る受取保険金として1,430百万円の特別利益を計上した一方で、事業構造改善費用として1,070百万円の特別損失を計上したこと等により、四半期純利益2,104百万円（前年同四半期は四半期純損失9,003百万円）となりました。

なお、当第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結累計期間の、連結損益計算書に含まれる連結の範囲から除外された連結子会社の影響は以下のとおりであります。（下記表中の「差引」欄の各金額は、当第2四半期連結累計期間末において連結の範囲に含めております当社グループの売上高、売上総利益及び営業利益の合計額を示しております。）

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)		
	連結損益 計算書	内、当第2四半 期連結累計期間 未までに連結除 外した子会社	差引	連結損益 計算書	内、当第2四半 期連結累計期間 未までに連結除 外した子会社	差引
売上高(百万円)	52,583	10,371	42,211	46,742	1,022	45,719
売上総利益(百万円)	9,583	1,213	8,370	9,221	85	9,136
営業利益(百万円)	2,195	151	2,044	2,619	68	2,688

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

開発支援事業

開発支援事業におきましては、国内では、東日本大震災からの生産活動の回復に伴い、自動車をはじめとする輸送機器分野、並びに家電及びアミューズメントをはじめとする民生機器分野におきまして、受注が回復しました。また、海外では、アジアにおいては、タイの洪水に伴う生産の停滞が解消し、欧州では、自動車をはじめとする輸送機器分野における需要が堅調に推移しました。北米では、航空機器関連の大型受注及び新規顧客の獲得により、堅調な伸びを見せました。その結果、売上高14,851百万円（前年同四半期比20.0%減）、営業利益1,783百万円（前年同四半期比3.9%増）となりました。なお、当第2四半期連結累計期間未までに連結除外した子会社の影響を除くと、売上高は前年同四半期比11.9%増、営業利益は前年同四半期比64.7%増となりました。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)		
	報告セグメント	内、当第2四半期連結累計期間未までに連結除外した子会社	差引	報告セグメント	内、当第2四半期連結累計期間未までに連結除外した子会社	差引
売上高(百万円)	18,562	5,287	13,274	14,851	-	14,851
セグメント利益(百万円)	1,717	633	1,083	1,783	-	1,783

量産事業

量産事業におきましては、国内では、受注低迷が継続する中、利益率の改善を図るべく、さらなる固定費削減策の実施や、生産性向上活動を実施しております。一方、海外では、タイにおける民生機器関連の受注や、韓国及び欧州子会社における自動車生産量の増加に伴い、需要が堅調に推移しました。その結果、売上高20,907百万円（前年同四半期比10.2%増）、営業利益1,129百万円（前年同四半期比10.2%増）となりました。なお、当第2四半期連結累計期間未までに連結除外した子会社の影響を除くと、売上高は前年同四半期比12.1%増、営業利益は前年同四半期比5.1%減となりました。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)		
	報告セグメント	内、当第2四半期連結累計期間未までに連結除外した子会社	差引	報告セグメント	内、当第2四半期連結累計期間未までに連結除外した子会社	差引
売上高(百万円)	18,969	320	18,649	20,907	-	20,907
セグメント利益(百万円)	1,024	165	1,190	1,129	-	1,129

金型事業

金型事業におきましては、国内では、開発案件が少ない中、競合先との競争激化の影響を受けたものの、前連結会計年度において実施した生産体制の最適化により、収益性が回復しております。海外では、欧州自動車向け大型金型における需要が堅調に推移しました。その結果、売上高10,982百万円（前年同四半期比27.0%減）、営業利益394百万円（前年同四半期は営業損失64百万円）となりました。なお、当第2四半期連結累計期間未までに連結除外した子会社の影響を除くと、売上高は前年同四半期比3.2%減、営業利益は前年同四半期比82.9%増となりました。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)		
	報告セグメント	内、当第2四半期連結累計期間未までに連結除外した子会社	差引	報告セグメント	内、当第2四半期連結累計期間未までに連結除外した子会社	差引
売上高(百万円)	15,051	4,763	10,287	10,982	1,022	9,959
セグメント利益又はセグメント損失() (百万円)	64	317	252	394	68	462

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(3) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、253百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
A種優先株式	150,000,000
B種優先株式	50,000,000
C種優先株式	50,000,000
計	1,000,000,000

(注) 定款において種類別の発行可能株式総数は普通株式は900,000,000株、A種優先株式は150,000,000株、B種優先株式は50,000,000株、C種優先株式は50,000,000株と定めております。但し、発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については会社法上要求されていないため、発行可能株式総数は1,000,000,000株と定めております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	68,101,592	68,101,592	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
A種優先株式	150,000,000	150,000,000	非上場	単元株式数100株 (注2)
B種優先株式	23,704,319	23,704,319	非上場	単元株式数100株 (注1)(注3)
C種優先株式	23,518,613	23,518,613	非上場	単元株式数100株 (注1)(注4)
計	265,324,524	265,324,524	-	-

(注) 1. B種優先株式及びC種優先株式は、現物出資(債務の株式化 B種優先株式10,311百万円、C種優先株式10,230百万円)によって発行されたものであります。

2. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) A種優先期末配当金

A種優先期末配当金

当社は、定款第34条に定める剰余金の配当に基づき期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）、B種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）及びC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当年率（以下、「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下、「A種優先期末配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して(2)に定めるA種優先中間配当金又は(3)に定めるA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とする。

A種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.5%

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直後の営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) A種優先中間配当金

当社は、定款第34条に定める剰余金の配当に基づき中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(3) A種優先臨時配当金

当社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又はC種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日に属する事業年度に係るA種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して得られる額（円未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。以下、「A種優先臨時配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金又はA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

A種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初15円とする。

取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。
なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社} \\ \text{が保有する普通株式の数）} + \end{array} \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たりの時価} \\ \text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記1．又は2．のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- 1．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、
- 2．前1．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記ないしに定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる（以下、「金銭対価取得請求」という。）。かかる金銭対価取得請求があった場合、当社は、A種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下、「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下、「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、当社株式に対してなされた剰余金の配当、及び本項に基づき金銭対価取得請求が行われたA種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

取得を請求することができる期間

A種優先株式の払込期日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）までとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本においては、(4)に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

取得請求受付場所及び取得請求の効力発生

(6)及びの規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、A種優先株式の全部を取得する。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記に定める一斉取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、(6) に定める金額と同額とする。ただし、一斉取得価額は(6) 及び に準じて調整される。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

3. B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

B種優先株式に係る剰余金の配当については、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。B種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

B種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するB種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。
なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{当社新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記1．又は2．のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- 1．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、
- 2．前1．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記ないしに定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、B種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「B種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、B種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「B種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、B種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、B種優先株式一斉転換日における取得価額（(6)に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をB種優先株主に対して交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

4. C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

C種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。C種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

C種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するC種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、C種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該C種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

C種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るC種優先株式取得日を定めた場合、当社がC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式取得日を通知又は公告した日からC種優先株式取得日までの間、C種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

取得価額の調整

イ. C種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記1．又は2．のいずれかに該当する場合には、当社はC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- 1．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、
- 2．前1．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記ないしに定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、C種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「C種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「C種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、C種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるC種優先株式の数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、C種優先株式一斉転換日における取得価額（(6)に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をC種優先株主に対して交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) 譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	265,324	-	12,171	-	15,798

(6)【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社企業再生支援機構	東京都千代田区大手町一丁目6-1	173,518	65.40
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1-5	12,915	4.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	11,588	4.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-11	7,653	2.88
株式会社アーク	大阪府大阪市中央区南本町二丁目2-9	4,743	1.79
荒木 恵美子	大阪府羽曳野市	3,578	1.35
日本スタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目1-3	3,361	1.27
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2-10	2,030	0.77
寺西 雅行	大阪府堺市北区	800	0.30
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライア ンツ アカウント エスクロウ (常任代理人株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業 部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目1-6-13)	605	0.23
計	-	220,794	83.22

(注) 1. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 7,653千株
日本スタートラスト信託銀行株式会社 3,361千株

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である国際投信投資顧問株式会社から、平成24年6月15日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年6月8日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、このうち、国際投信投資顧問株式会社については、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有者株券等の数 (株)	株券保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	11,588,928	4.37
国際投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目1-1	273,200	0.10

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社企業再生支援機構	東京都千代田区大手町一丁目6-1	1,500,000	70.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-11	76,530	3.59
荒木恵美子	大阪府羽曳野市	35,782	1.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	33,616	1.58
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町一丁目2-10	20,304	0.95
寺西雅行	大阪府堺市北区	8,000	0.37
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライア ンツ アカウ ント エスクロウ (常任代理人株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業 部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16-13)	6,050	0.28
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1-5	6,000	0.28
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4	5,592	0.26
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4-1	5,183	0.24
計	-	1,697,057	79.54

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 23,704,200 C種優先株式 23,518,600	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,743,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,351,700 A種優先株式 150,000,000	2,133,517	-
単元未満株式	普通株式 6,092 B種優先株式 119 C種優先株式 13	-	-
発行済株式総数	265,324,524	-	-
総株主の議決権	-	2,133,517	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式600株(議決権の数6個)が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アーク	大阪市中央区南本町二丁目2番9号	4,743,800	-	4,743,800	1.79
計	-	4,743,800	-	4,743,800	1.79

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,511	23,707
受取手形及び売掛金	23,468	20,963
有価証券	825	0
商品及び製品	1,000	862
仕掛品	4,625	3,500
原材料及び貯蔵品	1,730	1,750
繰延税金資産	140	297
その他	3,446	2,865
貸倒引当金	243	230
流動資産合計	57,504	53,717
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	19,450	16,849
減価償却累計額	11,484	9,668
建物及び構築物(純額)	7,965	7,180
機械装置及び運搬具	27,976	22,060
減価償却累計額	21,434	15,692
機械装置及び運搬具(純額)	6,542	6,368
工具、器具及び備品	11,030	11,127
減価償却累計額	8,410	8,101
工具、器具及び備品(純額)	2,620	3,026
土地	7,767	5,051
建設仮勘定	520	1,465
有形固定資産合計	25,415	23,091
無形固定資産		
のれん	2,179	2,253
その他	558	505
無形固定資産合計	2,737	2,758
投資その他の資産		
投資有価証券	5,460	5,948
長期貸付金	1,461	1,432
繰延税金資産	110	97
その他	2,663	2,236
貸倒引当金	913	814
投資その他の資産合計	8,782	8,900
固定資産合計	36,935	34,750
資産合計	94,440	88,468

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,162	9,770
短期借入金	6,932	4,974
1年内返済予定の長期借入金	1,726	1,124
リース債務	191	113
未払金	1,661	1,384
未払法人税等	419	342
未払費用	1,460	1,374
繰延税金負債	56	3
賞与引当金	561	623
その他の引当金	149	99
その他	5,451	5,644
流動負債合計	30,775	25,455
固定負債		
社債	90	75
長期借入金	32,730	31,840
リース債務	363	271
繰延税金負債	7,767	7,252
再評価に係る繰延税金負債	14	14
退職給付引当金	2,143	2,149
役員退職慰労引当金	109	102
その他の引当金	28	19
その他	272	155
固定負債合計	43,520	41,879
負債合計	74,295	67,334
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,171	12,171
資本剰余金	15,980	15,980
利益剰余金	4,388	2,171
自己株式	24	24
株主資本合計	23,739	25,956
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	8
土地再評価差額金	162	162
為替換算調整勘定	7,067	7,032
その他の包括利益累計額合計	7,228	7,203
少数株主持分	3,633	2,379
純資産合計	20,144	21,133
負債純資産合計	94,440	88,468

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	52,583	46,742
売上原価	43,000	37,520
売上総利益	9,583	9,221
販売費及び一般管理費	¹ 7,387	¹ 6,602
営業利益	2,195	2,619
営業外収益		
受取利息	58	80
為替差益	121	-
持分法による投資利益	87	152
その他	363	327
営業外収益合計	631	560
営業外費用		
支払利息	818	653
為替差損	-	247
その他	319	198
営業外費用合計	1,137	1,099
経常利益	1,690	2,080
特別利益		
固定資産売却益	66	326
受取保険金	-	⁴ 1,431
投資有価証券売却益	259	24
関係会社株式売却益	-	68
その他	367	8
特別利益合計	694	1,859
特別損失		
固定資産除売却損	20	26
事業構造改善費用	² 3,824	² 1,070
投資有価証券評価損	-	196
災害による損失	-	⁴ 178
減損損失	³ 369	³ 15
その他	65	27
特別損失合計	4,279	1,515
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,895	2,425
法人税、住民税及び事業税	212	398
法人税等調整額	7,106	248
法人税等合計	7,319	149
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	9,214	2,275
少数株主利益又は少数株主損失()	211	171
四半期純利益又は四半期純損失()	9,003	2,104

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	9,214	2,275
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16	23
繰延ヘッジ損益	4	-
為替換算調整勘定	427	330
持分法適用会社に対する持分相当額	149	360
その他の包括利益合計	589	7
四半期包括利益	8,625	2,282
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,392	2,129
少数株主に係る四半期包括利益	233	153

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,895	2,425
減価償却費	1,962	1,372
のれん償却額	92	83
退職給付引当金の増減額(は減少)	110	79
貸倒引当金の増減額(は減少)	118	69
受取保険金	-	1,431
災害損失	-	178
賞与引当金の増減額(は減少)	38	148
固定資産除売却損益(は益)	45	300
事業構造改善費用	3,824	1,070
減損損失	369	15
受取利息及び受取配当金	84	87
支払利息	818	653
売上債権の増減額(は増加)	46	238
たな卸資産の増減額(は増加)	827	554
仕入債務の増減額(は減少)	1,195	934
その他の流動資産の増減額(は増加)	828	282
その他の固定資産の増減額(は増加)	3	28
その他の流動負債の増減額(は減少)	535	368
その他の固定負債の増減額(は減少)	113	87
その他	1,332	162
小計	1,038	3,804
利息及び配当金の受取額	136	159
利息の支払額	636	644
法人税等の支払額	370	471
法人税等の還付額	159	33
保険金の受取額	-	1,987
営業活動によるキャッシュ・フロー	326	4,870
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	192	343
定期預金の払戻による収入	891	120
投資有価証券の取得による支出	4	925
投資有価証券の売却による収入	52	117
関係会社株式の売却による収入	-	883
有形固定資産の取得による支出	1,304	3,509
有形固定資産の売却による収入	109	882
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	555	406
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	37
過年度関係会社株式売却代金の回収による収入	70	139
短期貸付金の増減額(は増加)	6	18
長期貸付けによる支出	26	12
長期貸付金の回収による収入	224	1

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
その他	125	366
投資活動によるキャッシュ・フロー	601	3,363
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	779	776
長期借入れによる収入	43	740
長期借入金の返済による支出	1,766	1,169
社債の償還による支出	55	15
株式の発行による収入	9,000	-
少数株主への配当金の支払額	26	110
その他	156	115
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,259	1,446
現金及び現金同等物に係る換算差額	157	76
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,141	15
現金及び現金同等物の期首残高	15,697	22,856
連結子会社の決算期変更による現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	163
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 21,839	1 23,004

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
1 . 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結範囲の変更 当第 2 四半期連結累計期間の連結範囲の変更は、減少 6 社で、その内訳は次のとおりであります。</p> <p>(譲渡により連結除外した会社) 第 1 四半期連結会計期間・・・・・・ 2 社 アークハンガリー 上海龍創汽車設計有限公司 第 2 四半期連結会計期間・・・・・・ 3 社 ㈱積水工機製作所及び同社子会社 2 社</p> <p>(重要性の低下により連結除外した会社) 第 1 四半期連結会計期間・・・・・・ 1 社 アークノースアメリカホールディングス</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 47社</p> <p>(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 第 1 四半期連結会計期間より、連結子会社のうち決算日が12月31日であった(株)安田製作所及び(株)ソルプラスは、決算日を 3 月31日に変更しております。この変更に伴う平成24年 1 月 1 日から平成24年 3 月31日までの 3 ヶ月間の損益については、利益剰余金の増減として調整するとともにキャッシュ・フローについては、現金及び現金同等物の期首残高の修正項目として計上しております。</p>

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
2 . 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社 当第 2 四半期連結累計期間の連結範囲の変更は、増加 5 社、減少 2 社で、その内訳は次のとおりであります。</p> <p>(持分比率の減少により連結子会社から持分法適用関連会社を含めた会社) 第 2 四半期連結会計期間・・・・・・ 3 社 ㈱積水工機製作所及び同社子会社 2 社</p> <p>(株式取得等により持分法適用関連会社を含めた会社) 第 2 四半期連結会計期間・・・・・・ 2 社 宇田&ハンダンの子会社 1 社 ㈱シボックスの子会社 1 社</p> <p>(譲渡により持分法除外した会社) 第 2 四半期連結会計期間・・・・・・ 2 社 相互股?有限公司及び同社子会社</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 14社</p>

【会計方針の変更等】

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税に基づく減価償却方法に変更しております。

この減価償却方法の変更による影響額は軽微であります。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 保証債務

該当事項はありません。

(2) 手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形割引高	0百万円	67百万円

(3) 売上債権の売却残高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
遡及義務を伴うファクタリングによる売上債権の売却残高	1,014百万円	934百万円

2 コミットメントライン契約

当社は、事業再生計画に基づき、平成23年9月1日付で㈱企業再生支援機構より総額6,900百万円のコミットメントラインの設定を受けておりましたが、平成24年9月1日より、総額2,000百万円に再設定されました。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
コミットメントラインの総額	6,900百万円	2,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	6,900	2,000

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
給料	2,418百万円	2,122百万円

2 事業構造改善費用の内訳は次のとおりであります。

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

場所	内容	(百万円)
アジア6件 国内2件	事業再構築に伴う子会社株式の譲渡及び譲渡約定等の損失	2,925
国内8件	事業再構築に伴う資産人員整理等の損失	898
合計		3,824

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

場所	内容	(百万円)
アジア3件 国内3件	事業再構築に伴う子会社株式の譲渡損失	806
アジア2件 国内4件 欧州2件	事業再構築に伴う資産人員整理等の損失	264
合計		1,070

3 減損損失

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
国内1件	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具器具及び備品、土地、「無形固定資産」その他、「投資その他の資産」その他、リース資産	369

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
国内1件	事業用資産	土地	15

4 「受取保険金」及び「災害による損失」

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

連結子会社のタイアークにおいて、発生した洪水による追加の損失を災害による損失として178百万円計上しております。また、タイアークにおける固定資産及び棚卸資産が災害保険の対象となっており、当四半期連結累計期間において、1,430百万円を受取保険金として計上しております。なお、未確定の保険金については、金額が確定次第計上を予定しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金	21,491百万円	23,707百万円
有価証券	831	0
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	476	703
MMF、FFF以外の有価証券	6	0
現金及び現金同等物	21,839	23,004

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	開発支援事業	量産事業	金型事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	18,562	18,969	15,051	52,583	-	52,583
セグメント間の内部売上高又は振替高	196	974	166	1,337	1,337	-
計	18,759	19,943	15,217	53,920	1,337	52,583
セグメント利益又は損失()	1,717	1,024	64	2,677	482	2,195

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 482百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 431百万円、セグメント間取引消去による発生額 50百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

	開発支援事業	量産事業	金型事業	調整額	合計
減損損失	-	-	369	-	369

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	開発支援事業	量産事業	金型事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	14,851	20,907	10,982	46,742	-	46,742
セグメント間の内部売上高又は振替高	125	1,134	177	1,437	1,437	-
計	14,977	22,042	11,159	48,179	1,437	46,742
セグメント利益	1,783	1,129	394	3,306	687	2,619

(注)1. セグメント利益の調整額 687百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 635百万円、セグメント間取引消去による発生額 51百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

	開発支援事業	量産事業	金型事業	調整額	合計
減損損失	-	15	-	-	15

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは組織変更を契機に、業績管理区の見直しを行っております。これにより、報告セグメントを従来の「開発支援事業」及び「金型支援事業」の2区分から、「開発支援事業」、「量産事業」及び「金型事業」の3区分に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、会社組織変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	134.19円	19.03円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 ()(百万円)	9,003	2,104
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額()(百万円)	9,003	2,104
普通株式の期中平均株式数(千株)	67,095	110,565
普通株式	67,095	63,342
普通株式と同等の株式	-	47,222
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円	2.61円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	694,445
A種優先株式	-	600,000
B種優先株式	-	47,408
C種優先株式	-	47,037

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、前第2四半期連結累計期間につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. B種優先株式、C種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式として同等の権利を有しているため普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月8日

株式会社アーク

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 祥二郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田 晶代 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーク及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。